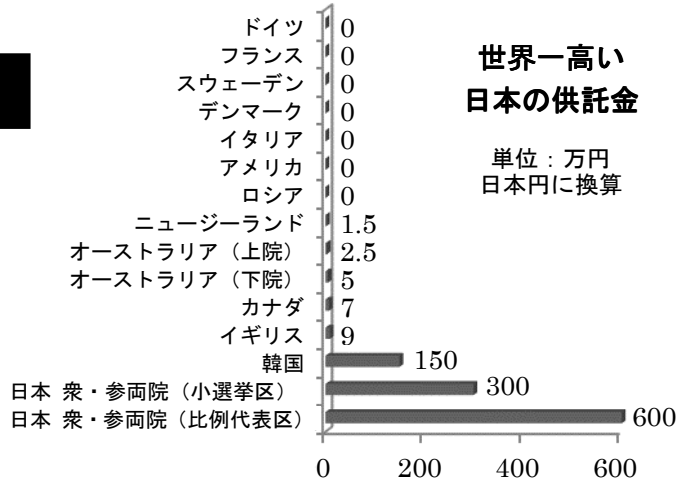


署名にご協力を！

あなたには「立候補の自由」ありますか？

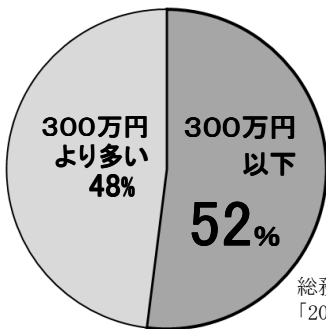
憲法では保障されているが...

憲法では「立候補の自由」が保障されていますが、現実的には保障されているとは、とても言えません。憲法 44 条ただし書きに「財産又は収入によつて差別してはならない」と書かれているにもかかわらず、国政選挙に立候補するためには、選挙区で300万円、比例区で600万円の世界一高い供託金が必要だからです。

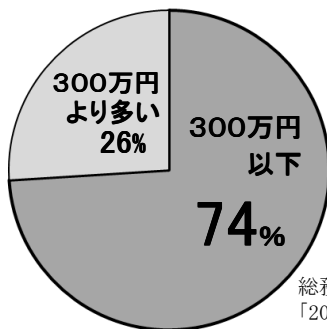


過半数の人は自前で供託金300万円を用意できない！

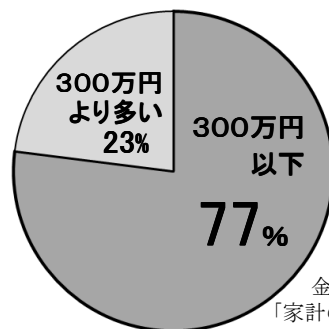
日本の勤労者の年収



日本の勤労女性の年収



日本の世帯の金融資産額



「泡沫候補と売名候補の濫立」を心配する必要はない！

供託金制度は「泡沫候補と売名候補の排除」が目的とされていますが、その心配はありません。

- ① 供託金制度がない外国の事例では、「泡沫候補と売名候補」による濫立の問題は生じていません。
- ② 日本でも町村議会選挙では供託金が0円ですが、候補者の濫立はありません。
- ③ スイスやスウェーデンなどのような立候補の条件に一定数の署名の提出という方法もあります。

すべての人に「立候補の自由」を！

供託金違憲訴訟を支援する会

さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル 4F 埼玉総合法律事務所内 TEL:048-862-0342
選挙供託金違憲訴訟弁護団 事務局長 弁護士 鴨田 譲

